

福岡県公報

平成24年11月30日
第3450号

目次

告示(第1981号-第2005号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 土地区画整理事業の事業計画の認可 (都市計画課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 平成24年度一般会計補正予算 (財政課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8

- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 9
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 10
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 11

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障害者福祉課) 11

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録 (市町村支援課) 11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧期間 (市町村支援課) 11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び政見放送の回数 (市町村支援課) 12

正 誤

- 道路の区域の変更(平成24年10月福岡県告示第1727号) 中正誤 12
- 道路の供用の開始(平成24年11月福岡県告示第1896号) 中正誤 12

告 示

福岡県告示第1981号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市花見が丘三丁目1769番41及び1769番45から1769番56まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県小城市三日月町堀江75番地、佐賀県小城市三日月町堀江75番地

有限会社 ルネテック

代表取締役 谷本 啓太郎、谷本 康子

福岡県告示第1982号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市三奈木字免ノ下2420番1、2420番3、2420番7及び2420番21

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市入地字治部の下2262番地の1

社会福祉法人 朝倉恵愛会

理事長 安岡 令子

福岡県告示第1983号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ小郡七夕店

(2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字五反田130-2ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

室外機、荷さばき作業、駐車場の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処すること。その他、近隣住民により環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

(2) 街並みづくり等への配慮等

小坂井地区地区計画及び筑後川流域景観計画の区域内に位置するため、上記の手続きが必要な場合もあり、関係機関（県・市都市計画課）と事前に協議すること。

福岡県告示第1984号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第3項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

糸島市前原東土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から平成31年3月31日まで

3 施行地区

糸島市浦志、篠原、波多江、浦志一丁目、潤一丁目、前原南二丁目の各一部

4 事務所の所在地

糸島市浦志一丁目8番6号

5 設立認可の年月日

平成24年1月4日

6 事業計画の認可年月日

平成24年11月15日

福岡県告示第1985号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年11月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

NPO法人 ヒューマンライツきずな

(変更後)

NPO法人 部落解放川崎連協

(2) 代表者の氏名

奈木野 征勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字田原774-5番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決のため、地域啓発活動を行うなど、自立自闘の精神で実現するとともに急速な高齢者社会の中で、地域に根ざした老人介護サービスを提供するとともに、急激に進む少子化社会の中で、乳幼児の健全な発育や発達を支援し、保育所の運営を受託するなど、全ての子どもたちを地域全体で守り、明るい地域社会づくりと福祉の向上に寄与し、また、これらの活動に地域住民の積極的な参加を促すことで雇用の場を確保することにより、地域経済の活性化にも寄与することを目的とする。

福岡県告示第1986号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市鵜池字曲田414番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市上陽町北川内2818番地1

社会福祉法人 上陽福寿会

理事長 中村勝昭

福岡県告示第1987号

平成24年度一般会計補正予算を平成24年11月16日付けで次のように専決処分したので公表する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

別紙

平成24年度福岡県一般会計補正予算（第2号）

平成24年度福岡県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,262,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,658,957,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		197,635,054	2,262,095	199,897,149
	3 委託金	3,758,074	2,262,095	6,020,169
歳入合計		1,656,694,988	2,262,095	1,658,957,083

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		52,522,580	2,262,095	54,784,675
	5 選挙費	155,532	2,262,095	2,417,627
歳出合計		1,656,694,988	2,262,095	1,658,957,083

福岡県告示第1988号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年11月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス飯塚花瀬店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字横田字横川573-1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 ミスターマックス 代表取締役社長 平野 能章 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号ほか 1者	株式会社 ミスターマックス 代表取締役社長 平野 能章 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

福岡県告示第1989号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年11月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 中間コンプレックス

(2) 所在地 福岡県中間市東中間一丁目4番地

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 冷牟田 朝男	グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 冷牟田 茂一

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社谷弥 代表取締役 谷 弥寿彦 福岡県直方市神正町3番32号ほか2者	株式会社谷弥 代表取締役 谷 弥寿彦 福岡県直方市神正町3番32号ほか2者

福岡県告示第1990号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年11月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス飯塚花瀬店
(2) 所在地 福岡県飯塚市大字横田字横川573-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物東側	81台	建物東側	81台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容量	位置	容量
建物南西側	161.92㎡	建物南西側	161.92㎡
-	-	建物南西側	9.10㎡
合計	161.92㎡	合計	171.02㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前10時	午前8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後10時30分	午前7時30分から午後10時30分

福岡県告示第1991号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年11月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 中間コンプレックス

(2) 所在地 福岡県中間市東中間一丁目4番地

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社谷弥	午前9時	午前2時	変更なし	
株式会社タジリ	午前10時30分	午後7時30分	変更なし	
株式会社テルベル	午前11時	午後9時	午前10時	午後8時

福岡県告示第1992号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2・3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市黒木町	平成24年11月5日から 平成25年3月15日まで

福岡県告示第1993号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字合馬	平成24年10月23日から 平成25年1月31日まで

福岡県告示第1994号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年10月23日から 平成25年1月7日まで

福岡県告示第1995号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量ほか）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区金の隈1丁目 福岡市早良区板屋	平成24年11月1日から 平成25年2月28日まで

福岡県告示第1996号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区 福岡空港内	平成24年8月7日から 平成24年11月9日まで

福岡県告示第1997号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成24年11月9日から 平成25年1月7日まで

福岡県告示第1998号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
福岡市博多区の一部	平成24年10月19日

福岡県告示第1999号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 楠木
- 2 区域の所在地 直方市大字永満寺
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱

番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
直方市大字永満寺	1347番79	1号
〃	1347番111	2号
〃	1347番110	3号
〃	1347番109	4号及び5号
〃	2369番	6号
〃	2369番地先水路敷	7号
〃	2368番	8号
〃	1333番1地先道路敷	9号
〃	1333番1地先水路敷	10号から12号まで
〃	1325番1地先道路敷	13号

福岡県告示第2000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 下大利えびすショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県大野城市下大利1丁目216-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2001号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 下大利えびすショッピングセンター
 - 所在地 福岡県大野城市下大利1丁目216-1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2002号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年11月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモス中鶴店
 - 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5
- 大規模小売店舗の名称

変更前

変更後

(仮称) ドラッグコスモス中鶴店

ドラッグコスモス中鶴店

福岡県告示第2003号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年11月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモス中鶴店
 - 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
3	敷地北西側、敷地北東側及び敷地南東側	3	敷地北西側、敷地北東側及び敷地東側

福岡県告示第2004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月30日から開始する。

その関係図面は、その告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久光西 小田線	朝倉郡筑前町上高場41番先から 朝倉郡筑前町上高場252番先まで

福岡県告示第2005号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年1月26日農林水産省告示第81号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者自立支援法施行細則（平成19年福岡県規則第49号）及び福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲

載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成24年11月30日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の制定による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、所要の規定の整備を行うものであり、制度の改正に従い、当然必要とされる規定の整理（福岡県行政手続条例第37号第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
平成24年11月30日

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第119号**

近く執行が予定されている衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

- 登録の基準日 平成24年12月3日
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、平成24年12月16日をもって算定するものとする。
- 登録日 平成24年12月3日
- 縦覧期間 平成24年12月4日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第120号

近く執行が予定されている衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとお

り定めた。

平成24年11月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

縦覧期間 平成24年12月4日の1日間

福岡県選挙管理委員会告示第121号

第46回衆議院議員総選挙において、小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成24年11月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	届出候補者の数	回数
九州朝日放送株式会社	1人又は2人	1
	3人から5人まで	1
	6人から8人まで	2
	9人から11人まで	3
株式会社TVQ九州放送	3人から5人まで	1
	6人から8人まで	2
	9人から11人まで	3

2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	届出候補者の数	回数
九州朝日放送株式会社	1人又は2人	1
	3人から5人まで	1
	6人から8人まで	2
	9人から11人まで	3

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・10・12	3437	告示	1727	5	○			表中(下段)	。後	●前
24・11・9	3445	告示	1896	4	○			表中	。三井郡大刀洗町	井郡大刀洗町